

第四章 文章力

第一節 訴状などの起案力

- 一 言葉の使い方
- 二 文章の目的と内容
- 三 文章の学び方

第二節 弁護士の文章力

- 一 あるイソ弁の文章力
- 二 イソ弁が書面ではなく口頭で説明しようとした理由
- 三 文章力の功罪

第一節 訴状などの起案力

訴訟は、原告側の弁護士が訴状を裁判所へ提出することで始まります。これに対し、被告側の弁護士が答弁書を裁判所に提出し、攻防が始まります。

ここでは、弁護士の訴状、答弁書、準備書面などの起案力が問われます。

一 言葉の使い方

1. 必ず法律用語を使うこと

法律用語は難解だから、法律用語は極力使わないで、平易な日常語を使うべきである、という意見があることは知っていますし、一般社会ではこの意見は正しいと思います。

しかしながら、弁護士が、訴訟の場で、法律用語を用いず、日常の平易な言葉を使うと、どのような法律効果を欲しているのか分からなくなります。

ある弁護士が書いた書面に「原告は、被告に誠意が感じられなかったため、売買契約を取りやめた」という文章がありました。これでは、何を主張しているのか分かりません。

まず、「原告は、売買契約を取りやめた」という文章の意味を考えてみます。

その上で、売買契約をとりやめた理由の「被告に誠意が感じられなかったため」という記載は必要なのか？ 必要とした場合その表現で十分なのか？ を検討してみたいと思います。

「原告は、売買契約を取りやめた」という文章の意味としては、次のアないしオの5つが考えられます。

「原告は、売買契約を取りやめた」という文章の意味	
ア) 内心の売買意思の喪失	原告は売買をするつもりだったが、その意思を被告に伝える前に売買をする意思がなくなった、という意味
イ) 売買契約の申し込みの撤回	原告は、被告に対し売買契約の申し込みをしたが、被告が承諾の意思表示を発する前に、被告に対し売買の申し込みを撤回した、という意味
ウ) 合意解除	売買契約が成立した後、原告と被告とで話し合って売買契約を解除した、という意味
エ) 約定解除権行使	売買契約で定めていた約定解除権に基づき、売買契約の解除の意思表示をした、という意味
オ) 法定解除権行使	法律上の解除原因があるので、売買契約の解除の意思表示をした、という意味

「原告は、売買契約を取りやめた」という文章の意味が、

ア) の「内心の売買意思の喪失」の意味ならば、そのこと自体、法的には何の効果も生じませんので、主張する価値すらありません。ですから無意味な主張になります。無論その理由の主張も無意味です。

イ) の「売買契約の申し込みの撤回」の意味なら、その主張は売買契約の成立を阻害する原因になりますので、売買契約の申し込みを

撤回した事実を主張することは必要ですが、「売買契約の申し込みの撤回」には理由は要りませんので「被告に誠意が感じられなかったため」という理由は無意味になります。

ウ)の「合意解除」の意味ならば、合意解除を主張するだけで十分ですから、これも理由の記載は必要ありません。

エ)の「約定解除権行使」、つまり一定の事由が生じたときに契約を解除できるという約束を結んだ場合で、その約束に基づき契約の解除をするという意味ならば、約定による解除権発生の原因事実と約定解除権を行使した事実を主張する必要がありますが、「被告に誠意が感じられなかったため」という理由の記載は必要ありません。

オ)の「法定解除権行使」の意味ならば、法定解除理由すなわち被告に債務不履行があったことを理由にしなければ売買契約の解除は出来ませんので、被告に債務不履行があったことを具体的に書かなければなりません。

その場合、「被告に誠意が感じられなかったため」という内容では意味が不明で、理由にはなりません。

このように、平易なつもりで書いたものでも、法律用語を使わないと意味が通じないのです。

2. 法律用語も正しい表現方法で使うこと

ある弁護士の書面の中に「原告は抵当権登記をした」という記載がありました。

この文章では、意味が分からない部分と、表現の間違い部分があります。まず、「抵当権登記」という記述では意味が分からないのです。抵当権に関する登記は、抵当権設定登記、抵当権変更登記、抵当権移転登記、抵当権抹消登記がありますので、抵当権登記ではどの登記なのかが分からないのです。

次に「登記をした」という表現の間違いです。登記そのものは登記官の仕事ですので、私人が「登記をする」という表現は適切ではありません。「登記申請手続きをする」または「登記手続きをする」が正しい表現になります。

細かいようですが、法律文書は正確さが要求されます。

正確に、厳密に、を心掛けていないと、起案力、ひいては、弁護士としての力、弁護力はずきません。

「抵当権登記をした」という記載の不備	
意味が分からない	抵当権設定登記・抵当権変更登記・抵当権移転登記・抵当権抹消登記があり、どの登記をしたのかが分からない
表現の間違い	登記をするのは、登記官なので、登記申請または登記申請をした が正しい

3, 同じ意味を表わす言葉を複数用いてはならない

ある建築物の瑕疵（欠陥の意味）が問題になった事件です。

原告側の若い弁護士が書いた書面には、「瑕疵」「不具合」「欠陥」「ミス」などの言葉が書かれていました。

この弁護士は、同じ箇所の同じ現象を、このような多様な用語で説明していましたので、これらの用語は、同じ意味で書かれていることは明らかでしたが、弁護士は、このような用語の使い方をしてはなりません。

言葉にはそれぞれ意味があるのです。

特に、法律に関する言葉や用語は、言葉や用語自体から、権利の発生や消滅という重大な効果が発生するのが普通なのです。

建築物に瑕疵があるという場合は、そこから修補請求権や、修補に代わる損害賠償請求権、あるいは修補と共にする損害賠償請求権という権利が発生するのです。

この事件で、弁護士が使った瑕疵以外の言葉は、瑕疵ではない別の意味で使ったのかと疑われます。

弁護士は、言葉に厳格になる習慣を身につけるべきです。

同じ現象を表す言葉	
瑕 疵	① 修補請求権 ② 修補に代わる損害賠償請求権 ③ 修補と共にする損害賠償請求権 が発生
不 具 合	? (何も発生しない)
欠 陥	? (何も発生しない)
ミ ス	? (何も発生しない)

4, 自分にしか理解できない言葉を使ってはならない

「娘名義の定期預金 100 万円は、母親が相続対策としてしたものである」ので、娘の預金ではなく、母親の預金である」

この文章は、A 弁護士が書いたものです。

A 弁護士は、破産手続開始決定を受け、破産者になった“娘”の代理人です。

この娘名義の定期預金は、娘が破産手続開始の申立をする直前に、母親名義に変更していたので、破産管財人になった B 弁護士は、これは違法な財産隠しではないかと疑い、A 弁護士に説明を求めたところ、A 弁護士より冒頭の回答があったのです。

「相続対策」という日本語

この意味は、一義的に明確と言える言葉でしょうか？

弁護士に限らず、人は、意味内容が一義的に明確とは言えない言葉を使う場合、その意味内容を、読む人が理解できる言葉で説明しなければなりません。

A 弁護士の説明「母親が相続対策として娘名義でした預金だから、その預金は母親の預金である」という文章が理解できなかった B 弁護士は、A 弁護士に、

「一般に、相続税対策として、親が子の名義で定期預金をすることはある。それは親が死亡したとき、課税遺産額が多いと相続税が高くなるので、親が生前、子に対し、贈与税の基礎控除額（年間 110 万円）の範囲内で現金を贈与するような場合である。ただ、この場合は、親は現実に子に現金を贈与するのであるから、子の名義にした定期預金は、子のもものになり、親のものではない。もし、A 弁護士のいう『相続対策』という言葉が、この意味に使われたものなら、娘名義の 100 万円の定期預金は親のものではなく、娘のものになる筈であるから、債権者への配当原資にすべきことになる」と、伝えました。

これに対する、A 弁護士の回答は、
「改めて直接母親から事情聴取したが、この預金は母親が相続対策でしたので母親のものであることは間違いない」というだけで、最初の説明と何ら変わっていませんでした。
そこで、破産管財人が、直接、破産者である娘から事情を訊きますと、娘は、
「この預金は、母親が、自分が死亡したときの葬儀費用に充てる目的で、私（娘）名義にしたものです。母親名義の預金だと、その死後、娘から銀行に払戻し請求をしても銀行がすぐに応じてくれるとは限らないので、娘がすぐに払い戻しを受けて葬儀を執り行うことができるように、娘である私名義にしたのです。母親には資産はなく、この預金も乏しい年金の中から蓄えたもので、相続税対策として娘に贈与したというようなものではありません」と答えました。

これにより、破産管財人は、娘名義の預金を母親の預金と認めたのですが、A 弁護士の文章「娘名義の預金は、母親が相続対策としてした預金だから、その預金は母親のものである」という説明だけでは、破産管財人は納得しなかったでしょう。

「相続対策」など、意味内容が一義的に明白とは言えない言葉を使う場合は、その意味内容を、その事案に即した言葉で、説明する必要があるのです。

先ほどの例で言いますと、娘（破産者）が破産管財人に語った内容をそのまま文章にするだけで良かったのですが、A 弁護士は、「相続対策」という言葉だけしか使わなかったのです。

自分にしか理解できない言葉だけで、思いが伝わると考えてはなりません。

5, 弁護士は、主張書面の中で、 相手方の弁護士を非難してはならない

若い弁護士の文章に、たまに見られることですが、相手方の弁護士の主張に対し、そのような主張をするとは非常識であるという類の主張が見られます。

これはその弁護士の未熟さが露呈したもので、相手方の弁護士に対しても裁判所に対しても礼を失することになります。

相手方の主張が間違っていると思えば、その見解は間違いだと書けばよいだけの話であり、見解が間違っているという言い方ではなく、その見解を述べる弁護士が非常識だという言い方は、間違いです。

弁護士は、紳士であり淑女なのですから、文章は品良くまとめたものです。

6, 書面は必ず事前に依頼人に見せ内容を確認してもらうこと

A 弁護士の述懐です。

A 弁護士は口頭弁論期日の前日になって、翌日の準備が出来ていないことに気が付き、依頼人に電話をして事情を聴取し、相手方から提出されていた主張書面（準備書面）に対する反論書を書き上げたそうです。

しかし、A 弁護士が書いたこのときの反論書（準備書面）には、不正確な記述、間違った記述が何カ所かあったようでした。

A 弁護士は、その反論書を依頼人に見せることをしないで（時間的に出来なくて）翌日裁判所に持参し提出したのですが、その後、A 弁護士の依頼人の本人尋問の際、依頼人は、このときの反論書に書いたこととは違う内容を供述（証言）し、相手方の弁護士から、その矛盾を追及され、依頼人自身の責任でないところで、窮地に陥ってしまったという話でした。

裁判の結果までは聞かなかったのですが、この矛盾で敗訴するときは、弁護士の過誤による敗訴となり、弁護士は責任を負わなければなりません。

弁護士は、時間的な余裕を持って書面を書き、十分に依頼人に検討の時間を与えなければならないのです。

(なお、平成10年施行の改正民事訴訟法で弁論準備手続きが設けられましたので、このような書面の提出による準備の遅れは相当数減ってはきていますが、ないわけではありません。)

二 文章の目的と内容

1. 文章の目的

文章は、読む人に“判断してもらうため”に書くのです。

書く人の“判断を押しつけるため”に書くではありません。

読む人に判断してもらうためには、正確な事実を伝えなければなりません。

その事実も、その事実が存在することについて明確でないときは、その事実が存在するという根拠、いわば証拠を添えて書く必要があるのです。

文章を書く人が、“判断”した内容を伝えたいときは、その判断を生み出す元になった事実を書き、その事実が、その判断を導き出すに至った、その人の“思考のプロセス”すなわち“論理を書く必要があるのです”

ですから、文章は、まずは事実（ときに根拠を添えて）を書き、その事実の上に、論理を築く作業になるはずで

2. 事実を書くこと

事実とは、過去に生じた客観的な出来事を言います。

ですから、事実を書くということは、極力、書く者の主観を排して、読む者に、過去に生じた出来事を、目で見、耳で聞くような印象を与えるほどの客観性を持たせて書くということになります。

弁護士が書いた訴状の例ですが、「原告は被告から侮辱された」という主張がありましたが、この主張は事実の主張とは言えず、主観的な評価を書いたにすぎません。

訴状や、答弁書や準備書面などの訴訟関係の書面には、弁護士は、事

実を書かなければならないのです。

法諺にもありますが“我に事実を語れ、さらば我、権利を与えむ”です。

「侮辱された」という表現だけでは、そのときの出来事が、読む者の観念の中の目にも見えず、耳にも聞こえてこないのです。この訴状で弁護士が書くべきだったことは、原告がどのような状況下で被告からどのような言動をされたかの描写、すなわち侮辱という言葉を用いずに侮辱されたことが理解できる事実の描写だったのです。

弁護士の多くは、この事実を、依頼人や関係者からの事情聴取を通して、把握し、書面に書くことになりませんが、この事実を書かないで、主観的な評価だけを書いている書面に出くわす場合が意外に多くあります。

ある法人の従業員を懲戒処分にすべきかどうかを調査し、調査結果を報告書にまとめたものを読んだことがあるのですが、書いている内容は、「悪質である、反省がない、問題点が多い、弁解が不自然である、何らかの懲戒処分が必要である」などでした。

その報告書を読んで、いったい、この従業員は何をしたのかが、さっぱり分かりませんでした。観念の中の目も耳も何の働きもしてくれないのです。

それでも、その法人は、その報告書があるので、安心してその従業員を懲戒処分にしようとしたのですから、驚きます。

このケースでは、報告書には、懲戒処分をしてもそれが有効になると判断してもらえただけの具体的な事実の記載が必要だったのです。

事実を省略して判断だけを書く書面は、書面になっていないのです。判断を書く場合でも、事実の描写は不可欠です。

弁護士以外の人でも、文章の内容として、具体的な事実を書く訓練は必要です。

裁判では、通常、報告書や稟議書などの書類が証拠として提出されますが、その内容が具体的事実を書いたものではなく、抽象的で評価的な言葉だけになっている場合は、その書類は証拠としての価値を持ち得な

いからです。

前述の、「悪質である、反省がない、問題点が多い、弁解が不自然である、何らかの処分が必要である」と書いた報告書をもとに、そこに書かれた従業員を懲戒解雇にし、その従業員から解雇無効の訴訟を起こされた場合を想定すれば、理解できると思いますが、被告となった雇用主は、答弁書に具体的な懲戒理由を書けないことになってしまいます。

ですから、文章の内容は、具体的な事実を書くべきです。具体的な事実を書くことは、丹念な聴き取り調査を必要とし、時間がかかり、労の多い仕事になりますが、これを避けてはならないのです。

これは弁護士ではなく、公認会計士の文章のことですが、事実の記載のない報告書が批判されたことがあります。

平成11年度から各都道府県と中核市以上の市に、これらの自治体が行う行政事務の中に違法な支出や不当な支出、それに効率性の乏しい経費の支払いはないか等を監査する、包括外部監査制度が導入されました。包括外部監査の結果は、報告書にまとめられるのですが、この制度の導入当時は、監査報告書をどう書くかについて意見の統一が見られませんでした。

その頃のようですが、新聞報道によりますと、公認会計士によるT市の包括外部監査が、オンブズマンから、監査報酬が無駄な経費になった、と言われるような内容のない報告書になっていた模様です。

新聞報道では、T市の包括外部監査人の報告書はわずか8ページからなるもので「ほぼ適正」「課税漏れを防ぐことが望まれる。」といった抽象的な意見を付けただけのものだったようです。

これが事実だとすると、これでは報告書を読むT市市民が監査対象の行政事務の実体を知ることは全く出来ないことになります。

行政事務の実体を知ることができなければ、行政が適法か否かを判断することもできません。

包括外部監査の目的は、行政の真の姿を市民に見せ、市民に行政のす

る政策の適否を判断してもらうことにあるのですから、包括外部監査報告も、まずは、事実を書かねばならないのです。

その後は、包括外部監査報告も、内容が事実中心に書かれ立派になりましたが、今でも、各種の法人などで書かれる責任者の書面には、事実の記載が省略され、報告者の意見や判断しか書かれていないものがあります。

弁護士は、事実を書き、その裏付けを書き、そして、評価や判断を書くという訓練が必要です。

3. 事実の上に、論理を築く

論理の書けない弁護士

— 他人が書いた文章を“意識”する弁護士

1) 間違った引用の例

弁護士は、文章を書くとき、他人が書いた文章を“引用”あるいは“紹介”することが多いのですが、この場合、他人が書いた文章を正確に書き写さないで、その弁護士が考える文章の趣旨や“意味づけ”を書いたもの、いわば“意識”したものを、他人の言葉だとして引用（紹介）する弁護士がいます。

実務では、次のような例があります。

	元の文章 (A)	間違った引用 (B)
例 1	<被告の答弁書> 被告は信号に気が付かず交差点に入ったことはあった。	< A 弁護士の文章 > 被告は赤信号を無視して交差点に入ったことを認めた。
例 2	<甲法人の報告書> 当法人の規則は下記のとおりになっています。	< B 弁護士の文章 > 甲法人は原告の申し出を断ると言ってきた。
例 3	<乙の連絡文> あなたから預かった書類はすべてお返しします。	< C 弁護士の文章 > 乙から書類 a はないとの連絡を受けた。

3例とも、正確な引用ができていません。

文字も違えば、意味も違います。

このような間違った引用をすると、次のようなリスクが生じます。

	リスク
例1	被告は赤信号を無視して交差点に入ったことを認めていないのに、原告が、被告はその事実を認めたと考え、それ以上被告が赤信号表示の交差点に入ったことを立証しないときは、判決で「主張はあるが、立証なし」と判断されるリスクがある。
例2	原告の申し出が断られる理由を分からなくしている。そのため、原告は争点に関する主張が出来ないことになり、判決で、「主張すべき事項について主張がない」と判断されるリスクがある。
例3	元の文章とは明らかに異なるため、意味も争点も分からなくしている。

2) “事実”から“評価”に至る思考のプロセス（論理）を書く

弁護士は、他人の書いた文章を正確に引用しなければなりません。その文章から、自分の欲する結論（評価）を読み取るには、その間を言葉で埋める努力をしなければなりません。

上記3人の弁護士は、次ページの元の文章（A）の意味が（C）の評価になると言いたいのなら、元の文章（A）を正確に書き写した上で、それが（C）の評価に至るまでの思考のプロセス（論理 B）を言葉で説明しなければならないのです。

例えば、

	正しい引用（A）	思考経路（B）	評価（C）
例1	被告は信号に気が付かず交差点に入ったことを認めている。	その他に……の事実が認められるので、これらを総合すれば、	被告が赤信号表示の交差点に入ったことは明らかである。
例2	甲法人は、「当法人の規則は下記のとおりになっています。」と報告してきた。	甲法人の規則第○条は……と規定しているので、これを適用すれば、	原告の申し出は受け入れられないことになる。しかし、この規定は、……の理由で無効である。
例3	乙は、「あなたから預かった書類は全てお返しします」と連絡してきた。	C弁護士が乙に預けた書類の中には書類aは初めから存在していなかった。だから、	書類aはない。

というようにです。

3) 正しい引用をしたときの効果

－ 例1 －

A弁護士が、「被告は赤信号表示の交差点に入った」と言うためには、被告が「信号に気が付かず交差点に入ったことを認めている」と言うだけでは足りず、その他にも「被告が赤信号表示の交差点に入ったことの証拠」が必要になります。A弁護士は、その証拠を提出して、(B)欄の「……の事実」を具体的に書いた上で、評価（C）に至る経過を書く必要があるのです。

要するに、例1では、他人の文章を正しく引用したときは、Cの評価に至るには立証が必要だということが分かるのです。

－ 例2 －

B弁護士は、甲法人から規則の内容の報告を受けたとき、その規則によれば原告の申し出は断られると判断したので、「甲法人は原告の申し出を断ると言ってきた」と文章にしたのですが、B弁護士の引用文だけでは、原告の申し出が断られる理由は分かりません。しかし、B弁護士が、甲法人の報告文を正しく引用すれば、原告の申し出が断られる理由が規則の存在であることが分かります。それだけでなく、原告がその効力を争う場合は、規則の有効性などの争点を明確にすることが出来るのです。

要は、例2では、他人の文章を正しく引用したときは、問題点が明確になり、主張に漏れが生じなくなるのです。

－ 例3 －

C弁護士は、乙から「あなたから預かった書類はすべてお返しします」と連絡があったことを「乙から書類aはないとの連絡を受けた」と書きましたが、C弁護士が乙に預けた書類の中に書類aが含まれておれば、C弁護士もこのような書き方はしない筈です。C弁護士は初めから乙に書類aを預けていなかったのにもかかわらず、「乙から書類aはないとの連絡を受けた」と書いたのは、C弁護士が書類aを発見できなかった責任を乙に転嫁するためであることは明らかです。

他人の文章を正確に引用しないで、引用者が考える“意味づけ”や“評価”を書く人の多くは、文章を引用する“能力がない”からではなく、文章を引用することによる“自己の不都合や不利益を隠蔽するため”あるいは“事実関係をあいまいにして何かをごまかす”ために書くように思われます。

C弁護士の場合も、それにあたりますが、例3は、他人が書いた文章を正しく引用するときは“ごまかしが効かない”つまりは、事実関係を明確にする効果があることを教えてくれています。

4) 論理

他人の文章を引用する、ということは、他人の文章を忠実に書き写して、紹介することです。このことは、「引用」とは、他人が書いた文章という客観的な「事実」を書くことで、引用者の主観的な「評価」を書くことではない、と表現することも可能です。

他人が書いた文章に対し、引用者の評価を下したいときは、前述のように、その「事実」(A)がその「評価」(C)になると考える引用者の思考のプロセス(B)を文章にしなければならないのです。

事実と評価を結ぶ思考のプロセス、それが“論理”になるはずですが、ですから、弁護士は、“事実の上に論理を築く”必要があるのです。

三 文章の学び方

1. 最初は模倣から学べ

弁護士にとっては、文章力は重要ですので、特に若い弁護士は、まず、この文章力を磨くことから始めなければなりません。

それでは、どのような方法で文章力を磨いていくかですが、まずは、模倣から始めるのが良いと思います。

例えば、判決書。

これは裁判官が、先人からの知恵に自分の知恵を加え、推敲^{すいこう}に推敲を重ねて書いています。短い文章であっても、実に分かりやすく、要点をすべて押えておりながら、言葉数の少ない文章、つまりは、無駄のない文章になっています。

それに、判決書は、事実を重視して書いています。こういう事実があったから、こういう判断をしたということが分かる内容になっています。判断だけの文章しか書けない弁護士には、この点も判決書から学ぶべきです。

判決書を書く裁判官は、任官後の判事補時代から、先輩の指導のもとで、判決起案の特訓を受けていますので、裁判官の書く判決書からは、具体的な証拠のどの部分をどう評価し、それによりどのような事実認定をしたかまでの裁判官の心証形成の過程、言葉や法律用語の使い方、法的思考方法、証拠採用の基準だけでなく、ときに、その判決を書いた裁判官の生き様、人生観というもので読み取ることができるのです。

判決書に書かれた当事者の主張の書き方は、そっくりそのまま、同種の事件の主張事実を書く場合に、模倣すればよいのです。

見方を変えれば、依頼された事件の訴状を書くことになった弁護士は、同種事件の判決書を読み、その中の「当事者の主張」欄に記載された、法的にも洗練された表現を模倣して、訴状を書けばよいのです。

模倣から始め、やがて、模倣の中から学んだ表現方法や思考方法を我がものとし、自分の創意と工夫を加え、自分の文章スタイルを築き上げる。これは文章力を磨く1つの方法です。

2. 本を読むこと。弁護士の場合は特に、 専門書や、優れた法曹^{ほうそう}の著書を読むこと

弁護士、特に若い弁護士は、本、特に専門書や優れた法曹（裁判官・検察官・弁護士の意味）の本を読む習慣を身につけておくべきです。

専門書を読めば、

第一に、正確な法律知識が身に付きます。

第二に、法律用語の正しい使い方を自然に覚えます。

第三に、法の流れるような論理を学べます。

第四に、法の裏に潜む法の趣旨、精神を学べます。

第五に、他の法律との関係が理解できます。

第六に、優れた法曹の^{しそ}高い志操が学べます。

最近、著名な裁判官であった、岸盛一・横川敏男著『事実審理』を、何十年かぶりに読み直しましたが、両裁判官の法曹としての高い志操、流れるような論理、法律用語の的確な表現、正確な法律知識に、感動を覚えたものです。

むしろ、法律書以外の本を読むことも、重要です。教養を身に付けられる他、言葉（語彙）を覚え、その的確な使い方を学ぶ必要があるからです。

3, 最初の3年間は、文章は、法令・判例・判決書の中の 言葉を引用して書くこと

これは、(1)の模倣から学べ、の応用編です。

弁護士が、何も参考にしないで法律文書を書くことができるようになるまでには最低でも3年間程度の時間がかかると思います。

その間は、法令・判例・判決書の中の言葉を引用して書くことです。

これをする限り、主張自体失当という不名誉な判決を受けることはないと思います。

この世の中の紛争は無数にありますが、そのほとんどは抽象化された類型に分類でき、それぞれの分野で、同じような事例について判例が累積しているのが現状です。

ですから、どんな事件でも参考になる裁判例があるはずですので、それを調べ、その中の言葉とその使い方を見て、文章を書くのです。

もし、そのようにしても、訴えたい内容と同じ文章に出会わないときは、その訴えたい内容は、その考えを持つ弁護士独自の見解によるもので法的には認められないもの、と疑ってみるべきです。

4, 言葉（語彙）を蓄えること

言葉は、意思や感情を伝える道具です。

同時に、その人の内面を掘り下げていく道具です。

「考えは、その人が持つ言葉の質と量で決まる」とは、19世紀の哲学者ニーチェの言葉ですが、蓄えている言葉の質と量が、その人の思想や考え方を規定する、というものです。

このニーチェの言を敷衍^{ふえん}していけば、言葉を豊富に持っている人は、思想も信念も、優れたものになる、というのかもしれませんが。

言葉に、そこまでの効果があるのかどうかは別として、言葉は、考えをまとめる上で、重要な役割をはたしてくれます。

茫漠^{ぼうぼく}とした思いを、言葉にしようと努め、言葉を探し、書いてみる。何度も書いては消す。その結果、何らかの表現を得られる。その表現を読んで、自分の考えを知る。学ぶ。という経験は、多くの人が持たれているのではないかと思います。

言葉が豊富であるとうなるか？

言葉が豊富である → 似た言葉でも、意味の違いが分かる → 言葉の使い分けができ、言葉の使い方が厳密となる → 他人の文章の引用が正確に出来、事実と評価を分けて書くことが出来る → 事実を押さえた上で、論理を築くことができる → 考えを掘り下げていくことができる → さらに言葉を積み重ねていく

このような循環的な因果関係になるのではないかと思います。

5, 推敲すいこうに時間をかけること

聴衆を前に、ある人が話をしていました。

その人は、ある人物の死を悼いたむ言葉を述べていく中で、「針の先で突いたほどの」という比喩ひゆ（形容）を用いました。

その先に続く言葉は、人の一生は短い、あるいは生を終えるまでは実に速い、という意味の言葉になっていましたので、ここで使われた「針の先で突いたほどの」という比喩は「命の短さ」あるいは「時間の速さ」を言うためのものであることは理解できました。

おそらく、その語り手は、人の一生は「針の先で突いたほどの」わずかな時間でしかない、と言いたかったのだと思います。

しかしながら、「針の先で突いたほどの」という表現は、「小さいこと」を譬たとえる言葉であり、「短いこと」や「速いこと」を譬える言葉ではありません。

ですから、この場でのこの言葉は、適切な言葉ではないだけでなく、間違った言葉使いになっています。

語り手は、むしろ、この言葉を省いて、端的に「人が一生を終えるのは速い」あるいは「短い」と言うだけの方がよかったのではないかと思われました。

その方が簡明なので意味がすぐに聴衆に通じるからです。

実はこの針の先という言葉は、同じ意味で2度、3度使われたので、時間の経過の速さや人の一生の短さを形容する言葉として使われたことが分かったのですが、1度使われただけでは、その語り手の言いたいことが理解できなかったと思われます。

事宜じぎに適った適切な形容は、形容される言葉を引き立て輝かせますが、適切でない形容は、かえって、形容される言葉の意味を理解できなくさせ、その価値や効果を減殺げんさいしてしまいます。

この語り手は、間違った言葉使いをしましたが、言葉使いは、それを語る人が身につけたもの、言わば属性から出てくるものですので、間違った言葉使いは繰り返されます。これが繰り返されると、結局のところ、聴衆に、語りたいこと、伝えたいことが、十分には伝わらないのです。極端な場合、何を語っているのかが分からない、ということも起こりうるのです。

推敲という言葉があります。推敲とは、広辞苑によりますと、詩文を作るのに字句をさまざまに考え練ること、と訳されていますが、別の表現として、訴えたいことを最も効果的に表現するための言葉の選択及び探索の作業である、と言ってもよいと思います。

十分に推敲された詩文は、短い言葉に深い意味が込められています。言葉の効果を最大限に発揮させる熟慮と作業がなされているからです。作家や詩人、歌人と言われる人は、わずか数行の文章を作るのに何時間、ときには何日も時間をかけることが稀ではないようですが、弁護士も納得できる文章が出来るまでに、何時間も時間をかけることがあっても良いと思います。

文章を推敲する習慣は、言葉の意味を正しく理解し、語彙ごいを効果的に使うこと、短い言葉に深い意味をもたせることの訓練になり、また、言葉の前後のつながりを重視しますので、論理的な思考をすることの訓練にもなるのです。

加えて、推敲は、つまるところ、“言葉探し”です。

言葉探しは、“自分探し”ですから、推敲は、自分自身の思考を深化発展させ、自分自身を高め、深めてくれる、と言えるでしょう。

第二節 弁護士の文章力

一 あるイソ弁の文章力

あるイソ弁（前述しましたが、^{いそろう}居候弁護士の略称つまりは勤務弁護士）がボス弁（イソ弁に給料を支払っている弁護士）に、「Aさんに書面で説明することは難しいので、Aさんに事務所に来てもらって、口頭で説明しても良いですか？」と尋ねました。

このとき、ボス弁は、イソ弁に、「君がこの程度のことを依頼人に書面で説明できないというのなら、弁護士として失格だ。弁護士はなあ、複雑難解な事件や事柄を、分かりやすい平易な言葉で説明できなければならないんだ」と言って叱りました。

叱られたイソ弁。一生懸命起案をし、Aさんあての書面を作成しましたが、ボス弁はその内容に納得しません。4度、5度と書き直させられるのですが、このイソ弁は最後までボス弁から合格という言葉がもらえませんでした。

文章力とは、伝えたいことを分かりやすい言葉で書く能力のことです。これは、弁護士のみ求められる能力ではありません。社会で生きていく人たちに等しく求められる能力ですが、弁護士は特にこの能力を身につけておく必要があります。

このときのイソ弁の文章は、相手方に十分には意味が通じないと思える文章だったので、ボス弁は合格にしなかったのです。

二 イソ弁が書面ではなく口頭で説明しようとした理由

このイソ弁は、何故、文書で用件を伝えることをしないで、口頭で用件を伝えたいと考えたのでしょうか？

それは、そのイソ弁の文章力では、一回の書面では、相手方に十分には用件が伝えられないことを知っていたからです。

書面で用件を伝えるという場合、相手方との会話は予定されていません。そこでは、一回の文章で、用件のすべてを正確に伝えることが求められます。

この文章力に自信のなかったイソ弁は、口頭で用件を伝えたいと考えました。口頭で用件を伝える場合、最初の説明では相手方に十分理解してもらえなかったとしても、相手方からの質問などを通して、説明を重ねていき、用件を伝えることができるからです。

文章力のないイソ弁は、この方法でAさんに用件を伝えようと考えたのです。

しかしながら、弁護士は、最低限、相手方から質問を受けない程度の用件伝達力、文章力を身につけておく必要があります。

三 文章力の功罪

1. 論理性

一流の学者は、難解な法律を分かりやすく解説し、二流、三流の学者は、平易な法律でも難解な解釈をする、とは昔聞いたことのある言葉ですが、一流の弁護士の文章は分かりやすく、そうでない弁護士の文章は分かり難いと言えらると思います。

弁護士にとって、文章力のある・なしの差は、実に大きく、文章力に長けた人の成長は早く、文章力のない人との差はどんどん広がります。それは、文章力に長けている人の文章には、優れた論理性があるからです。

では、論理性とは何か？

論理の意味につきましては、95 ページで、「事実と評価を結ぶ思考のプロセス」だと書きましたが、論理性とは、この思考のプロセスに淀みのない流れがある、ということです。意味のある言葉が、次の意味のある言葉につながる。そしてそれらの言葉が連鎖していく、その流れです。先ほど述べたような、小ささを意味する「針の先で突いたほどの」という言葉は、短さや速さの意味になる「人の命の有限性」という言葉にはつながりません。言葉がつながらないということは、流れがない、ということになります。

流れとは、水の流れ、川の流れの、あの流れです。

懸河の弁という言葉があります。広辞苑には、早瀬の水の奔流するように、勢いよくよどみのない弁舌と説明されています。

これが流れであり、論理性なのです。

ただ、弁護士の場合の論理性は、法理論においても、法律用語の使い方においても正確性が求められますので、文章に流れがある、リズムがあるというだけでは足りません。

正確な法律知識や法理論に裏付けられた流れが求められるのです。

なお、流れを意味する懸河の弁（「立て板に水」も同義）という言葉は、前述のように、意味のある言葉が次に意味のある言葉につながり、それらが連鎖する淀みのない流れのある弁舌を言いますが、この言葉は、早口で多弁、饒舌を弄することを意味する言葉ではありません。たんに多弁であり、饒舌である場合は、この流れが下へ向かって流れるのではなく、岸に向かって流れたり、流れることを停止してそこで渦を巻いたり、上に向かって遡行するなど、論理性のない、意味も不明な弁になることもあるのです。

2. 弁護士の文章力の功

これは文章力の罪の反対の意味ですので、次の3の解説でご理解いただきたいと思いますが、ともあれ、論理性のある文章は、聞く者、読む者が理解するのに抵抗が少なく、したがって、文章力のある弁護士の場合、事務や事件処理を円滑に進めることにつながるだけでなく、依頼人からの事情聴取力、法廷での弁論力、証人尋問力、会議における議事進行能力などにも良い効果をあげ得るのです。

例えば、

(1) 事情聴取力

この能力は、会話を通じて意思を伝え合う能力ですから、簡にして要を得た、相手に分かりやすい文章を書く能力を有する弁護士は、必然、重要な事実を簡潔で分かりやすく相手方に伝えることができます。

相手方も、その弁護士の言いたいこと尋ねたいことがよく理解でき、それに対する応答も、よくかみ合い、相手方の表現能力が十分でない場合でも、その弁護士が、わかりやすい表現に直してくれますので、依頼人と弁護士の間では、かなり高いレベルで無駄のない会話ができ、時間のロスのない事情聴取が可能になるのです。

ですから、弁護士は、一生涯この文章力を高める努力を続けるべきだと思います。

(2) 証人尋問力

証人尋問の重要性は、第六章で解説しますが、文章力のある弁護士は、尋問が上手です。

それは、

- ① 証人尋問が限られた時間内でなされなければならないこと
- ② 争点とは直接関係のない事項については極力短時間にまとめて尋問し、争点については問題点を^{たなごころ}掌に乗せるようにして聴く人に示し、そこを重点的に尋ねることが効果的であること

から明らかです。ですから、証人尋問は、推敲に時間をかけて文章力を身につけた弁護士の得意とする場面です。

(3) 弁論力

弁論も、弁護士には重要な仕事です。これは第七章で解説しますが、文章力の差は顕著に出ます。

(4) 会議における議事進行能力

公私の団体には、理事会、取締役会などの、団体の意思を決定する機関があります。

その意思決定機関で議事を進める場合でも、文章力の差は出ます。

むろん、会議における議事進行の巧拙は、文章力の差で決まるわけでは決してありません。

しかしながら、他の条件が同じだとした場合、文章力のある人が進める議事と、そうでない人が進める議事では、差が出るのです。

文章力のある人は、要点を簡潔に分かりやすく表現することができますので、その人の議事進行にかかる時間は、冗漫な文章しか書けず時間がかかる割には内容が伝わりにくい人の議事進行にかかる時間よりも少ないこと一事をとっても、理解できることだと思います。

3, 文章力のない弁護士が受けることになる不利益

文章力のない文章とは、本書で取り上げた例から拾いますと、

- ① 修補請求権や損害賠償請求権などの権利が発生する言葉（例えば「瑕疵」）を使えば明確なのに、権利が発生するかしないかが不明確な言葉（例えば「不具合」）を使う文章
- ② 「被告に誠意が感じられなかったため、売買契約をとりやめた」等の法的に意味の不明な文章
- ③ 「侮辱された」「悪質である」など、事実を書かないで、評価しか書かない文章
- ④ 「相続対策」など、意味内容が一義的に明確とは言えない言葉しか書かない文章
- ⑤ 他人の文章をそのまま書き写さないで、自分流の“意味付け”をその文章だとして引用する文章

等がありますが、これらは文章力のない人の文章ですから、①の文章を書く人は②ないし⑤の文章も書き、⑤の文章を書く人は①ないし④の文章も書くこととなります。

その結果どうなるか？

その弁護士が言いたいこと、伝えたいことが、伝わらないのです。理解してもらえないのです。

91 ページで、他人の文章を正確に引用できない3名の弁護士の例を紹介しましたが、そのうちの1人は、27 ページで紹介しました、裁判所から文章が書けていない、このままでは結審しますと警告を受け、その後警告通り結審された弁護士です。もし、この弁護士に文章力があれば、裁判所が要求する文章を書き立証段階まで進み得たか、はじめから法的主張ができないことが分かり訴訟の提起を思いとどまるかしたと思いますが、いかんせん、主張にならない文章を書き、意味が理解されず、

裁判所に事実上裁判を拒否されてしまったのですから、文章力が、弁護士にとって、いかに重要なものかが理解できると思います。

この他にも、判決で「これは原告において主張すべきことであるが、その主張がない」という理由で、その主張をしなかった（訴訟での主張は書面でしますので、その主張の文章を書かなかった）弁護士を敗訴させているものを見ることがあります。

弁護士は書面に書いたつもりなのに、文章力がないために裁判所にそう思ってもらえなかったとき、このような判決が出ることになるのです。